

## 行橋市パブリックコメント制度の概要

### 1 パブリックコメント制度とは

行橋市第4次行政改革大綱第1次アクションプランの地域戦略に基づいた、政策形成への市民の参画を推進するための制度です。市の基本的な計画等の策定や重要な条例の制定等を行うときに、事前に案を市民の皆さんに公表し、意見を募集し、それらの意見を考慮して意思決定を行うとともに、いただいた意見に対する実施機関の考え方を公表する制度です。

### 2 実施機関

市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、消防長

### 3 制度を適用する施策等

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民の生活に影響を与える条例の制定又は改廃(金銭徴収に関する条項は除く)
- (4) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

### 4 適用例外

次の場合については、パブリックコメント手続を適用しないものとします。

- (1) 市民の意見等を聴取する手続が法令又は本市の例規により定められているとき。
- (2) 緊急を要するとき。
- (3) 軽微な変更であるとき。
- (4) 予め、審議会等においてこの制度に準じた手続を実施して策定した答申等に沿って対象事案について意思決定するとき。
- (5) 実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。

### 5 意見等を提出できる方

- (1) 本市に在住の方
- (2) 本市に事務所又は事業所を有している方
- (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務している方
- (4) 本市にある学校に在学している方
- (5) 本市に対して納税義務を有している方

## 6 パブリックコメントの手続

- (1) 案の公表予告  
案の公表を行う前に市報ゆくはし及び市のホームページに掲載することにより、パブリックコメント手続の実施を予告します。
- (2) 案の公表  
案の公表は、ホームページへの掲載及び実施機関が指定する場所で実施します。公表及び意見等募集の期間は、概ね 1 ヶ月程度とします。
- (3) 意見等の提出方法  
実施機関へお持ちいただくほか、郵便、ファックス、電子メールで提出できます。その際に、住所及び氏名を記載していただきますが、公表はいたしません。
- (4) 意見等に対する実施機関の考え方の公表  
意見等が提出されたときは、実施機関は速やかにその意見等に対する考え方を取りまとめ、ホームページ及び実施機関が指定する場所で公表します。
- (5) 案の決定  
案が決定されたときは、決定した内容を、ホームページ及び実施機関が指定する場所で公表します。また、市報ゆくはしで案が決定された旨を報告します。

## 7 適用例外事案の公表

適用例外事案については、事案名及び例外とした理由等をホームページ及び市報で公表します。

# パブリックコメント制度の流れ

